

『老年者控除の廃止、公的年金等控除の見直しなど』 平成18年度実施の税制改正について

これからの少子高齢化社会では、これまでの世代間での税負担の格差を縮め、広く公平に所得に応じて負担を分かち合う税制が求められます。

そのため、平成18年度から実施の税制改正では、主に65歳以上の方にかかる改正が行われました。改正の詳細については次のとおりです。

なお、この改正は地方税法、所得税法が改正されたことによる変更ですので、南あわじ市だけ変更になるということではありません。ただし、⑥は兵庫県独自の制度です。

①老年者控除の廃止 (所得税・市県民税)

に廃止されます。⑥県民税は全額課税です。

年齢65歳以上かつ合計所得金額1千万円以下の方に適用されている老年者控除(所得税50万円、市県民税48万円)が廃止されます。

※それに伴い、老年者の方に寡婦・寡夫控除が適用される場合があります。

②老年者非課税措置の見直し(市県民税)

年齢65歳以上で合計所得金額125万円以下の方に適用されている老年者非課税措置が廃止されます。

ただし、昭和15年1月2日以前に生まれた方で合計所得金額が125万円以下の方については、次のとおり段階的

③公的年金等控除の見直し(所得税・市県民税)

年齢65歳以上の方の公的年金について、収入から所得を算出するときに使う控除額の計算式が下記のとおりに変更されます。なお、65歳未満の方については変更ありません。

④定率減税の半減(所得税・市県民税)

平成11年度から実施されていた定率減税(20%、上限25万円)が次のとおり見直されます。

▼所得税 平成18年分から所得税額の10%(上限12万5千円)の減税

※17年分所得の申告では、定率減税20%が適用されます。

■公的年金等控除額の計算式(65歳以上)

	公的年金等収入額	公的年金控除額
改正前	260万円以下	140万円
	260万円超 460万円以下	収入金額×25%+75万円
	460万円超 820万円以下	収入金額×15%+121万円
改正後	820万円超	収入金額×5%+203万円
	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+78万5千円
	770万円超	収入金額×5%+155万5千円

▼市県民税 平成18年度から市県民税の7.5%(上限2万円)の減税

⑤個人市県民税均等割(市県民税)

▼16年度 生計同一の夫が均等割を課税されている場合、妻は均等割非課税

▼17年度 生計同一の夫が均等割を課税されている場合、妻は均等割2分の1課税(市均等割1千5百円、県均等割5百円、合計2千円課税)

▼18年度以降 均等割全額課税(市均等割3千円、県均等割1千8百円、合計4千8百円課税)

※平成18年度から⑥県民税が市県民税均等割に加算されます。ただし、合計所得金額が均等割非課税範囲内である方はこの限りではありません。

⑥県民税の創設(市県民税)

兵庫県では、「緑の保全・再生に関する事業」を進めていくために平成18年度から平成22年度まで「県民税」を導入します。

県民税は、県民税均等割の額に800円を加算して課税されます。

納税義務者は、県内に住所を有する個人で、均等割の納税義務を負う方です。

【参考1】所得税が課税されない方

合計所得金額が所得から控除される金額より少なくなる方。

【参考2】市県民税が課税されない方

次のいずれかに該当する方は、市県民税が課税されません。

- ▼生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ▼未成年・障害者・寡婦・寡夫に該当する方で、合計所得金額が125万円以下の方(申告必要)

※ただし、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く

▼控除前の所得が、左記以下になる場合

- ①控除対象配偶者および扶養親族のいずれも有しない場合は、28万円
- ②控除対象配偶者もしくは扶養親族を有する場合は、28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+17万6千円

改正前後の所得税・市県民税の計算例

注) 所得税はその年の所得に対して課税されますが、市県民税は前年の所得に対して課税します。18年度の市県民税は17年1月1日～12月31日までの所得によって算出されます。

【事例】非課税から課税になる場合

Aさん(69歳、昭和11年11月11日生)
・収入 年金収入240万円
・控除 妻64歳、社会保険料20万円

所得	16年中	17年度	17年中	18年度
	所得税	市県民税	所得税	市県民税
年金収入①	240万円		240万円	
公的年金控除額②	140万円		120万円	
雑所得(①-②)A	100万円		120万円	
社会保険料	20万円		20万円	
配偶者控除	38万円	33万円	38万円	33万円
老年者控除	50万円	48万円	0円	0円
基礎控除	38万円	33万円	38万円	33万円
控除合計B	146万円	134万円	96万円	86万円
課税標準額	0円	0円	24万円	34万円
税額(年額) ※課税標準額より算定	0円	0円	19,200円	7,200円 経過措置により20,500円の1/3を課税
均等割額		0円		4,800円
所得割額		0円		15,700円
備考		非課税		課税

～解説～

所得税	公的年金控除額の見直しにより所得が20万円増え、老年者控除の廃止により控除額が50万円下がったため、課税となる。
市県民税	同様に、所得が20万円増え、控除が48万円下がる。ただし合計所得が125万円以下なので市県民税は経過措置により18年度は1/3に軽減される。(県民税800円は経過措置対象外)この場合、本人が障害者・寡婦・寡夫の場合は、申告すると非課税になる。

【事例】非課税から全額課税になる場合

Bさん(68歳、昭和12年11月12日生)
・収入 年金収入250万円
・控除 妻66歳、社会保険料20万円

所得	16年中	17年度	17年中	18年度
	所得税	市県民税	所得税	市県民税
年金収入①	250万円		250万円	
公的年金控除額②	140万円		120万円	
雑所得(①-②)A	110万円		130万円	
社会保険料	20万円		20万円	
配偶者控除	38万円	33万円	38万円	33万円
老年者控除	50万円	48万円	0円	0円
基礎控除	38万円	33万円	38万円	33万円
控除合計B	146万円	134万円	96万円	86万円
課税標準額	0円	0円	34万円	44万円
税額(年額) ※課税標準額より算定	0円	0円	27,200円	25,100円
均等割額		0円		4,800円
所得割額		0円		20,300円
備考		非課税		全額課税

～解説～

所得税	公的年金控除額の見直しにより所得が20万円増え、老年者控除の廃止により控除額が50万円下がったため、課税となる。
市県民税	同様に、所得が20万円増え、控除が48万円下がる。合計所得が125万円を超えるので、経過措置は受けることができない。

【事例】税額が増加する場合

Cさん(67歳、昭和13年11月13日生)
・収入 年金収入300万円
・控除 妻68歳、社会保険料30万円

所得	16年中	17年度	17年中	18年度
	所得税	市県民税	所得税	市県民税
年金収入①	300万円		300万円	
公的年金控除額②	150万円		120万円	
雑所得(①-②)A	150万円		180万円	
社会保険料	30万円		30万円	
配偶者控除	38万円	33万円	38万円	33万円
老年者控除	50万円	48万円	0円	0円
基礎控除	38万円	33万円	38万円	33万円
控除合計B	156万円	144万円	106万円	96万円
課税標準額	0円	6万円	74万円	84万円
税額(年額) ※課税標準額より算定	0円	6,500円	59,200円	43,600円
均等割額		4,000円		4,800円
所得割額		2,500円		38,800円
備考		非課税	課税	課税

～解説～

所得税	公的年金控除額の見直しにより所得が30万円増え、老年者控除の廃止により控除額が50万円下がったため、課税額が増加する。
市県民税	同様に、所得が30万円増え、控除が48万円下がる。合計所得が125万円を超えるので、経過措置は受けることができない。さらに定率減税の引き下げや県民税の増加も影響している。

市・県民税4期

納期限は**1月31日(火)**です。自主納付の方は、忘れずに納めてください。口座振替の方は、預金残高をご確認ください。

納税には口座振替が安心便利です。お申し込みは市役所総合窓口、または島内金融機関窓口で!

税務課 ☎43-5022

問い合わせ

- 所得税について
洲本税務署 ☎24-1212
- 市県民税について
市役所税務課 ☎43-5022